

# 都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

## 著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

## 論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館  
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号  
電話: 0554-43-4341(代)  
FAX: 0554-43-9844  
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

# 評伝 恒藤 恭 (八)

A Critical Biography of TSUNETO KYO (Part 8)

関 口 安 義

SEKIGUCHI Yasuyoshi

## 第十章 戦中から戦後へ

### 一 恒藤法哲学の完成

恒藤恭が一九三六（昭和一一）年十一月二十日の日付で、弘文堂から刊行した『法的人格者の理論』が立命館大学法学部の学位審査を通り、一九三八（昭和二三）年九月六日付で文部省より認可されたことは、前章でふれた。法学博士恒藤恭の誕生である。京大事件での試験をバネに恭はせっせと研究に励んだ。研究に打ち込むことで、彼は事件から受けた屈辱感を晴らすとしたかのようだ。

恒藤恭の学問の形成を追うと、まず『批判的法律哲学の研究』（内外出版株式会社、一九二一・一〇）において、ラスク、シュタム

ラー、フリースなどの法哲学研究を入念に検討し、ドイツにおける批判的法律哲学の体系を日本の学会に紹介した。同時に『ジムメルの経済哲学』（改造社、一九二三・五）を刊行し、二十世紀初頭の文化哲学者の思索態度を追った。恭は『ジムメルの経済哲学』の「序」で、「もしもシュタムラーの思想を考察した後、ジムメルの思想を窺ふならば、荘嚴なる理論的建築の内部の、呼吸を抑へるやうな、重苦しい空気の中から、逃れ出て、自由なる外光のあふれそぐ緑草の野に立ちつつ、ディオニソスの神に従ふ者たちの笑顔を、はるかに聞く」と論じている。カント学派への共感は、明瞭である。が、彼はそこには長くは止まらなかった。次の『法律の生命』（岩波書店、一九二七・五）では、かなり大胆に自身の独自の法哲学上の考えを述べる。一つ一つの著書で彼は大きく飛躍するのである。

『法律の生命』が刊行された時、『東京朝日新聞』（一九二七・七・

二二)にかなり辛辣な書評を書いた小野清一郎でさえ、「今次の著書においてはその思索のおよぶ範囲すこぶる広はんであつて、価値および文化現象に関する基礎的思ふより、芸術、経済、政治、法律等あらゆる価値および文化の領域に渉り(中略)、著者の努力には真に驚歎すべきものがある」との一節を、書き込まざるを得なかつたのである。

京大事件後、彼の学問は大きく花開く。まずは佐々木惣一の主宰する『公報雑誌』に「法の本質」を連載しはじめ。さらに「法の基本問題」(岩波書店、一九三六・一〇)および「法的人格者の理論」(弘文堂書店、一九三六・一一)の二書を出すに至つて、その独自の立場がくつきりと示されることになつた。恒藤法哲学の完成であり、ライフワークの成就としてよいだろう。ちなみに『公報雑誌』連載の「法の本質」は、恭没後の一九六八年十月十六日、岩波書店から刊行される。

若き日のキリスト教や文学への熱情、京大事件での信念に殉じた行動は、恒藤恭の法哲学にも反映している。法哲学が単なる頭脳の遊びであつてはならないこと、それは現実の社会生活と関連を持たねばならないし、人を生かすものでなければならぬことを彼はしっかりと把握していた。彼は現実社会に生きる法律哲学の樹立を目指して、新カント派を日本に紹介し、その限界を知るや、マルクシズムや現象学なども取り込み、批判し、乗り越えたところに自己の学問体系を築こうとしたのである。その意図は壮としなくてはならない。法の存立は社会的現実根ざすものとしながら、そこに文化や歴史の視点を置くのが、恒藤法哲学の特色であつたと言つべきか。

ここで専門家による恒藤学説の展開を述べた論考で、管見に入つたもの二、三を紹介しよう。まず八木鉄男「戦前日本の法哲学」、『同志社法学』第二四〇号、一九九五・三)は、右の一九三六(昭和一一)年に恭が出した二書を「現在においても定評のあるもの」と言い、恒藤法哲学では、法と政治と国家の位置づけに「特色ある見解」があるとし、以下のようにまとめる。

国家は社会の主体的構造の側に属するものであり、それに対して法および政治は社会の客観的構造の側に属するという見解である。したがつて、恒藤によれば、この三者は緊密な関連性をもつが、その関係は全体社会の構造上の二元性に即して考察される必要がある、三者を同一平面上に置いてその相互関係を考察するという見方はとるべきではないのである。恒藤は、法の成立基盤を全体社会であるとする。国家は全体社会の一つであると同時に、その典型でもある。しかし、国際法の成立基盤である国際社会も全体社会である。その意味で、恒藤の立場は、法は国家においてのみ存立するという見解にも、また法は部分社会においても存立するという見解にも対立する。

次に松尾敬一「大正・昭和初期の法理論をめぐる若干の考察」(日本法哲学会編『法思想の諸相』法哲学年報一九六九有斐閣、一九七〇・一〇)は、「恒藤法理学の遍歴」を入念にたどり、「恒藤恭は、ここに法を歴史的に見るとともに、法を社会、政治、国家との関連に見ようとする」と言う。そこから新カント学派の立場を離れ、彼自身の立場の考えが学際的に創出されたとする。恒藤恭は「種々の

法哲学派の主張を相対化し、「私自身の立場」の法哲学をうちたてたと言うのである。松尾はさらに「彼をめぐる惑星の存在」に言及する。惑星とは恒藤恭を中心とする学派である。松尾敏一は、それを恒藤恭が第二次世界大戦後『法律時報』に連載した「忘れえぬ人々」に登場する栗生武夫・橋本文夫・加古祐二郎・淵定などの学問に見ている。栗生を除けば、皆夭折した俊才である。これらの人々と恒藤恭のかかわりは、すでに前章で述べたところだ。

同じ『法思想の諸相』に載っている稲垣良典「恒藤教授の法哲学と価値相対主義」は、「法を实在の世界からざりはなすべきではなく、あくまで社会的实在の成分として、その内面に存立を保つものとして見るべきである、というのが恒藤教授の一貫した主張である」と言う。稲垣は法を社会的現実との結びつきにおいて見ようとする恒藤恭の学問方法は、「歴史的考察の重要性、ならびに法の本質的な徴表としての歴史性の強調と一体をなしている」とし、そこに「強い倫理性」があることを指摘する。その上で「恒藤教授の法的世界観の中心には自覚的存在者としての人間の直観がある」とするのである。さらに「恒藤教授の法哲学を価値相対主義として特徴づけることも可能である」とも言う。

さて、ここまで書いたところで、竹下賢・角田猛之編『恒藤恭の学問風景 その法思想の全体像』（法律文化社、一九九九・四）という本が、山崎時彦から送られてきた。天野和夫門下の若手研究者の編集になるもので、現時点では恒藤恭の学問を知るのに一番ふさわしい本と言える。

右の本に収録の田中茂樹「三木清との関係」は、恒藤恭がどのような模索を経て新カントと派の立場を脱却し、自身の立場（「私自

身の立場」『法の基本問題』序文）を構築したかを三木清とのかかわりの上で論じていて参考になる。三木清は一八九七（明治三〇）年一月五日の生まれなので、恒藤恭とは八年と一か月ほど若い。一高から京大、ヨーロッパ留学と二人には共通する経歴があり、学問的にも共鳴しあう面があったようだ。恒藤恭は自分より若い三木清や教え子の加古祐二郎の考えをも受け入れながら、新カント主義から脱却する。田中茂樹によれば、恒藤恭と三木清は、「ともに実践主体と対象との交渉における体験の個性を重視する点で共通する」という。そして恒藤の「人格主義・人間中心主義」のリベラルな信念が戦前と戦中における全体主義への恒藤の抵抗を支え、戦後における護憲運動や平和運動の実践への情熱を導いたのではないだろうか」と結論づけている。教えられることの多い論だ。

ところで、恒藤恭にとっていま一つの重要な学問上の仕事に、国際法研究者としての業績がある。国際法は京大大学院時代からの研究テーマである。この時期の恒藤恭の国際法にかかわる発言、国際法社会、世界社会、世界法に関する研究は、日本の国際法研究の礎となるものであった。恭の誠実な哲学上の思索は、この研究分野でも深まりを見せ、余すところがない。むしろ恒藤恭の生涯を通しての学問は、法哲学の分野での業績が主であり、国際法の研究は従である。彼をして国際公法の世界的権威などという人名事典の記事もあるが、恒藤のこの分野での仕事はそれほどのもではなく、遺憾ながら間違えというほかないであろう。

しかしながら、恒藤恭の国際法に関する関心は、大学院時代から衰えることなく続いていた。それは彼の法哲学理論と交差し、深まりを見せている。それがこの時期、田中耕太郎の著作を批判すると

いつかたちで爆発する。『法の基本問題』の第六篇「世界法の本質と其の社会的基礎」(初出『公法雑誌』一九三六・二二五)という章(四〇〇字詰原稿用紙にして一〇〇枚を超える)で、恒藤恭は当時話題となった田中耕太郎の大著『世界法の理論』全三巻(岩波書店、一九三二・二、一九三四・一〇)を、「我々に対して多大の啓発と暗示とをあたへるものである」とし、その論を入念に点検する中で、実に誠実に批判している。二、三の例をあげれば、以下のようだ。

田中博士は、世界社会についての斯かる多元的・多種の見解と『社会ある所に法あり』といふ根本命題とを連結することに よつて、世界社会の規範としての世界法 の概念を定立し、世界法の世界社会的基礎について論ぜられるのであるが、博士は、『異なる種類の世界社会が互ひに如何なる実存的關係に立つのであるか』といふ問題につき、統一的・綜合的考察をなすことには、さまで關心を示されて居らず、したがつて世界法の世界社会的基礎についても、統一的・綜合的観点から其れを明かにすることよりは、むしろ、『社会ある所に法あり』との原理を、各種の世界社会に各別に適用することを以て主眼とされてゐるやうに見受けられるのである。

世界法 の概念が世界法の理論の核心を成すべきものたることは、田中博士自身のみとめられる所であるが、右に指摘したごとく、『世界法の超国境性の何たるか』は博士の論述によつて十分に明確に説明されて居らぬやうに見受けられるのであり、したがつて博士の世界法 の概念が明瞭を欠いてゐるやうに感ぜ

ざるを得ない。たとへば『世界法は国内の一部又は全部にのみ限りて支配する法に対し、国境を超越して行はるる法を意味するのである』と説かれるとき田中博士は『法が規範として妥協するところの又は有効であるところの空間的範圍が一国内に限られざること』を以て、世界法の主要標徴たるものと認められらるゝ、と言ひ得るであらう。

一般に法の本質の考察は、法の存在の社会的地盤に関する考察との聯関において為されることを要するのであるから、田中博士が世界法の存在の社会的基礎について考察すると同時に、これによつて世界法の本質を明かにする方法をとつて居られるのは、十分に當を得た考察方法たるものと言ふべきである。しかしながら法の存在の基礎たる社会、特に世界法の存在の基礎たる社会に関する田中博士の見解には、重要な点において我々の首肯し得ざるところを存するのであり、したがつて、世界法はいかなる本質を有するか、言ひかへると、世界法はいかなるものとして思惟されるべきであるか、といふ問題についても、我々の見解は田中博士のそれと必ずしも一致し得ないのである。

相手の立場を十分に尊重した上での、熱意あふれる批判である。居丈高な物言いでもなく、感情的反感を含んだ書き方でもない。相手の論を十分に紹介し、その上での疑問を静かに、説得力豊かに呈しているのである。詳細な内在的な批判であり、説得力も十分である。

田中耕太郎は一八九〇（明治二三）年十月二十五日、鹿児島県鹿児島市の生まれ。昭和のはじめ頃から頭角を現した東大出の法学者である。第二次世界大戦後、最高裁判所長官を長く務めた。恒藤恭は田中の世界法の主張は、「やゝ明確を欠く」ところがあり、世界国家や世界教会の提案も、現在のような世界の状況にあつては、「畢竟ユートピアを考えるものたるを得ない」としたのである。ちなみに、田中耕太郎は、恒藤恭の批判に応えることはなかった。

この時期の日本の法哲学会での中堅の目立つ学者として、他に尾高朝雄がいる。『法哲学』（日本評論社、一九三五・一二）『国家構造論』（岩波書店、一九三六・一二）『実定法秩序論』（岩波書店、一九四七・三）などの著があり、この頃の恭に「尾高教授『国家構造論』」（『法律時報』一九三七・四）という書評もある。一方、尾高には、「恒藤恭『法の基本問題』」（『国家学会雑誌』一九三七・二）、「恒藤恭『法的人格者の理論』」（『国家学会雑誌』第五二巻第三号、一九三七・三）の紹介文がある。尾高も新カント派の哲学に学び、それを止揚するところに自己の法哲学を模索していた。その点では、恒藤恭の行き方とも重なるが、尾高が現象学に自己の立場を求めたのに対し、恭はすでに述べたように、カントやマルクスのみならず、さまざまな学派の理論の検討の上に、学際的研究を志向しつつ自己の学問を樹立しようとしたのである。

恒藤恭・田中耕太郎・尾高朝雄の三人は、第二次世界大戦後、日本の法哲学界でのリーダーとして活躍することとなる。その軌跡は、後章で扱つこととする。

## 二 戦時下を生きる

大阪商科大学には学長河田嗣郎かわだしろうの下、自由主義的学風が育つており、恒藤恭と末川博にとつて、はじめの頃はよき職場であった。時代の動きを察知するに敏であつた恭は、進歩的立場を守りながらも、中立の立場を学問の上でも大学行政の上でも示していた。京大事件を経た二人の学徒には、大阪商大は自由な学園であつたのだ。恒藤恭の一九三五（昭和一〇）年作と伝えられる「学園に題す」という歌が、山崎時彦編『若き日の恒藤恭』（世界思想社、一九七一・一）に収録されている。なお、第二次世界大戦後刊行された『知性の視野』（有恒社、一九四八・一二）の巻頭に、若干手を加えたものが掲げられているが、ここには原型と思われる前者から引用する。

ここに青き日また明けぬ

あだに過ぎむと思ふなかれ

学園の門はひらかれて

静かなる教室へと路は通す

昂然と行きて机に倚り

謙虚なる心もて教へをきけよ

きのふの課題をけふに続け

けふの思索をあすにつなげよ

あすは新らしき希望をもたらして  
朝の眠りよりなんちを醒まさむ

ここに青き日また明けぬ  
あだに過ごさむと思ふ勿れ

若々しい心の躍動が伝わって来るかのようだ。恭の研究生生活の原  
点は、中学卒業後の三年間余の療養生活にあった。勉強したくとも  
できず、学校に行きたくとも行けない生活は、彼に「あだに過ごさ  
むと思ふなかれ」の教訓を与えた。彼は何時でも何処でも常に学ば  
うとした。右の歌は、若き学徒へそうした自らの思いを贈ろうとし  
て作ったものであった。ちなみに、彼の著作は歴大な数になる。著  
作目録を作成する作業を続けて、その量の多さに圧倒される思いを  
抱いた。恒藤恭は生涯寸暇を惜しんで机に向かった。「きのふの課  
題をけふに続け／けふの思索をあすにつな」いで、旅先でも原稿用  
紙の升目を埋めていたのである。そうでなければ、とうてい生産  
できない原稿の量であることが、著作目録作成の過程から浮かび上  
がるのである。

一九三六（昭和一一）年十二月二日、恒藤恭は台北帝国大学文政  
学部での集中講義のため神戸港から乗船、台湾へと向かった。同月  
五日、台北着、二十五日まで滞在した。台湾大学では法哲学の講義  
をした。十二月の台湾は過ごし易く、一年を通じて最も快適な季節  
であり、彼は三週間の滞在を満喫したという。

「学生生活の回顧（完）」には、台湾と台湾大学の第一印象が、

「台北について見ると、内地の五月末か十月くらいの気候で、街路  
樹の梢は青々と茂って居り、さわやかな快適な日であった。宿舎  
にあてられた教育会館には、塩谷温氏がやはり講義のために渡台し  
て宿泊されていたが、『こんなよつだったら、いつまでも滞在して  
いたいすな』という塩谷さんの感想に、私も全く同感した。台北  
大学の門をはいると、両側に椰子の並木が立ちつらなっているのが、  
いかにも印象的であった。教授ならびに助教の各氏にそれぞれ広  
い研究室が割り当てられて居り、蔵書もかなり豊富なように見うけ  
られた」ととらえられている。他方、『旧友芥川龍之介』（朝日新聞  
社、一九四九・八）収録の「芥川龍之介のことなど」には、「台湾航  
路」の章があり、「台湾の人事風光に親しんだ」という滞在の思い  
出が記される。

滞在中に恭は、台湾大学文学会からの要請で台北ホテルのサロン  
で芥川龍之介のことを話した。「台湾まで来て、其のやうな会合の  
席上で、芥川のことについて話しをするなどといふことは思ひもよ  
らないことであった」というのが、恭の偽りのないところであった。  
台湾では南の高雄や台南をめぐる、安平のかつてのオランダ人の居  
城ゼーランジャを見学した。『法の基本問題』と『法的人格者の理  
論』という二つの本を相次いで刊行し、恒藤恭はほっとしていたに  
ちがいない。それだけに台湾旅行は、よき慰安になったようである。  
とにかく勉学に次ぐ勉学であった。それを支えたのは、しっかりと  
とした健康管理であったといえようか。無理をしないで日々学問上  
の課題をねばり強く考え、持続させるといふやり方は、中学校卒業  
後の療養生活が生んだ知恵であった。先に述べたように、京大事件  
は彼に研究に打ち込む歴大なエネルギーを与えた。彼は文部省に届

したかつての同僚を責めることなく、その後もひたすら研究に打ち込むのであった。

彼が主催した法理学研究会は戦争中も続けられ、一九四三(昭和一八)年二月十四日の例会までが確認できる。いま『関西法理学研究会六十周年記念誌』(関西法理学研究会、一九九四・一一)に載った記録によつて研究会での恒藤恭の報告テーマを見ると、以下のようだ。年一回は報告を引き受けていたこともわかる。

「法の二元的構造」一九三四年三月二日

『世界法の理論』に就て」一九三五年十二月二十六日

「法の基本問題」一九三七年四月七日

「家族と家族制度について」一九三七年十一月二十八日

「シュタムラーの社会学と法律哲学の中心思想について」

一九三八年十月九日

「歴史派法学と歴史派経済学」一九三九年七月十一日

「契約の法理学的考察」一九四一年十月十二日

「法の構造と機能とについて」一九四二年五月十日

「法と経済との本質的關係について」一九四三年一月三十一日

恭は毎月の研究会に出席するのを楽しみにしていた。戦争の激化はさまざまのものを奪い去るが、法理学研究会はしばらくは安泰だった。むろんこの研究会にも戦時色は及んでいたものの、他の学会に比べると雲泥の差があったようだ。有斐閣刊行の雑誌『書齋の窓』第四四八号(一九九五・一〇)に、「法理学研究会の歩み」という座談会(出席、加藤新平・天野和夫・矢野光園・八木鉄男・大橋智之輔、

司会竹下賢)が載っている。会の歴史を回想、総括した貴重な資料である。ここで大橋智之輔が、戦争最中の会のようすを次のように話す。

研究会報告の概要だけ書いているのを見ますと、さつき竹下さんが言った田中直吉さんの「帝国主義の概念」の中身も、帝国主義、レーニンがどうのこうのとかが、そういった報告だったようです。ですから、結構、時代の流れにそのままはいつているわけではない。その時代私の推測なんです、時代状況に対応する研究会は、別にそれぞれありまして、そっちの方では大東亜共栄圏みたいな話をしている。同じメンバーがそういう報告をしながら、公法研究会とか、あるいは法理学研究会では、結構アカデミックな報告をやっているわけです。

戦後の時期を含めて、研究会での恒藤恭の研究に対する態度は厳しかった。右の座談会では、加藤新平と天野和夫が以下のように語る。

加藤 恒藤先生のご研究、ご報告に対する態度というのは、厳しいものでした。これはとりとめのない印象ですが、とにかくたくさん読んでおられる。語学に強い。いろいろな勉強をしておられてですね。カルナップなんか、戦前にすでに読んでおられる。それで、あまり冗談がない。とにかく一筋に研究の道を歩まれた。これは先生のご性格からなんだと思いますけれど、その点を、私は、強く印象づけられております。



天野 戦前についても、石本先生のメモの中に、「恒藤先生からもつすこし勉強してくるように叱られた」というのがあって、そのことを、私は三島さんからも聞いていますよ。恒藤先生は非常に厳しかった。それで、輪番でやりだしたそうですけどね。当てられたときにきちんと報告できないと、非常に厳しく指導されたということです。

世は生きるのに困難な時代を迎えていた。台湾旅行の年の二・二六事件、翌一九三七（昭和一二）年七月七日夜の盧溝橋事件にはじまる日中戦争、一九三八（昭和一三）年四月一日の國家總動員法の公布、さらには一九四一（昭和一六）年十二月八日未明の真珠湾攻撃にはじまる太平洋戦争への突入と暗い時代が続く。それに伴い言論・思想の統制は次第に強化されていた。思いつくままに記しても、美濃部達吉の天皇機関説事件（一九三五）、山田盛太郎・平野義太郎・小林良正らが検挙された講座派弾圧事件（一九三六）、矢内原忠雄が思想的理由で東大経済学部教授を追われた矢内原事件（一九三七）、山川均・向坂逸郎・大内兵衛ら労農派学者や教授グループが検挙された人民戦線事件（一九三七～三八）、河合栄治郎・土方成美が東大を罷免された平賀爾学（一九三九）、出版法違反に問われた津田左右吉事件（一九四〇）などがあり、恒藤恭の住む京都では、具島兼三郎・田畑忍らが処分された同志社大学事件（一九三七）があった。

恒藤恭が末川博とともに大阪商科大学の教授に昇格するのは、一九四〇（昭和一五）年の十月のことである。広川禎秀の「自由主義者・恒藤恭の戦中・戦後」（大阪国際平和研究所紀要『戦争と平和』第

七巻、一九九八、月日記入なし）によると、それまで講師だった恒藤恭と末川博の二人が教授になれたのは、「末川の大学院時代の同僚・大村清一が文部次官になったからといわれる」とある。大学という勤務場所は確保されても、生き難い時代であった。

山崎時彦の個人史ともいえる『早春腥風』（未來社、一九九一・二）に、戦時下の大阪商科大学恒藤ゼミに触れた箇所がある。山崎は一九三七（昭和一二）年に大阪商科大学に入学し、翌年恒藤ゼミに所属したのである。暗い時代を生きる恒藤恭のある一面を的確にとらえている。以下のように。

先生が破顔大笑されることはほとんどないが、少し顔の筋肉がゆるんだかな、という風な笑い方をされるときはある。それでもいわゆる余談は少なかった。余談は気楽な発言だから僕らにも分りやすい、そんなところからも僕は先生の何か、をつかもうと努力した。当時は余談といっても、学生によっては別に悪意はなくても誤り伝えられそのため外部で誤解されることもありうるし、そういう警戒も必要だった時代であった。たしか誰かが矢内原忠雄東大教授の辞任を問題にしたことがあったが、先生は全く関知しない、という態度をとられた。戦後に知り得たところでは、御二人は一高時代の同級生で、新幹線出会われ、わざわざ食堂車まで行って懇談されるような間柄であることであった。「一高時代の同級生だ」とでも僕らにいわれてよかったと思うが、多分先生は一つふれたら限りなく広がることもあるから、初めに一切シャットアウトしておくという風にしていられたのであろう。それでも懇親会などになると、

大分打ちとけて、しかし丁寧な言葉で、慎重にしゃべられたが、大体は寡黙であられることにまちがいはなかった。懇親といっても、お互いざつくばらんに、という雰囲気は少なく、大体は先生の御専門外の御感想の一方的吐露を僕らがつつしんで拝聴し、ときどき僕らも口をはさませていただくという風で、それも大変タイミングがむつかしかった。ゼミ生の中で割り切つてかなりずばり物を言われるのは一年あとの茂山君で、僕はひやひやしていたが、羨ましくもあつた。

学生の目から見たものとはいへ、戦中の恒藤恭の寡黙で鬱屈した姿をよくとらえている。先の広川禎秀の「自由主義者・恒藤恭の戦中・戦後」は、戦中に講義が自由にできなくなったことについての福井孝治（当時大阪商科大学教授）の証言、「しまいになつてくると、教室でいうことを非常に気をつけないといかんです。学生そのものに右翼思想のものがありません。若いものですから忠君愛国に固まつたものがでてくるんです。だから、ざつくばらんな講義をやつたらたちまち投書やいろんな……（反発が起こる）」を載せている。真実を語りたくとも語れない状況が訪れていたのである。

特に時代や社会問題にふれることは避けたい雰囲気、かつては自由な学風で知られた大阪商科大学にも生まれつつあつた。矢内原事件にも恭は強い関心を持っていたろうが、「全く関知しない」という態度をとつた方が無難だったのである。山崎は右の文章に続けて、恭の短歌「はるばると海のあなたへはなちやるわが悲しみよな帰り来そ」を引き、「その悲しみは何の悲しみだろ」と問うが、それは人間存在そのものにまつわる悲しみであつたのであろう。彼

は戦中に声を大にして反戦を叫ぶこともなく、また戦争に協力するということもなかった。

一九四一（昭和一六）年十二月八日、日本はアメリカ・イギリスに宣戦布告し、太平洋戦争に突入した。見通しのない戦争であつた。きびしく暗い時代が続く。戦争が開始されて間もない一九四二（昭和一七）年春ころから、大阪商大事件とも呼ばれる思想弾圧が学内で起こる。それは立野保男講師の辞職勧告にはじまり、教授の名和統一とマルクス経済学を学んだ学生や卒業生らの治安維持法違反による検挙へと発展、名和は大学を追われる。『大阪市立大学百年史 全学編上巻』（大阪市立大学、一九八七・一一）によると、名和に続いて、教授の木村和三郎、助教授の安部隆一・飯田繁らも「依願退職」に追い込まれている。こうした中では、恒藤恭の心がはずまないのも当然であつた。しかも、戦争は先が見えず、いつ終わるとも知れなかつた。

早くから恒藤恭は、「戦争は人類の犯し得る最大の罪悪だ！」との考えをもっていた。一九二一（大正一〇）年六月号の『改造』に、恭は「世界民の愉快と悲哀」という論文を載せているが、そこで彼は、「人類を殺戮することが、国家を愛することと為るならば、愛国心とは最も恥づべき不徳ではあるまいか？」と説き、さらに次のように言つた。

正義のための戦争なのだ、人類のための戦争なのだ、戦争論者は殊勝らしく弁解するだらう。だが、正義は誰のための正義だらう？ 人道は殺人者のための人道なのか？ 大規模の殺人事業によつて正義が製造され、人道が製造されると言ひ得るなら

ば、同じ論理に基いて、姦通から貞操が生まれ、詐欺から友情が生まれると主張し得ぬ筈はない。正義の女神を引き合に出したり、人道の天使の名を騙つたりする国家道德論者よりも、あからさまに上帝に楯突く悪魔は、いくら正直で、幾ら可愛いか知れはしない。

戦争の暗雲が払拭された後、新しい文化の太陽がさんらんと輝き出ることはあるにしても、戦争によつて失はれた数知れぬ生命の値は、如何程莫大の文化の財を積んだところで購ひかへされるものではない。若しも強姦によつて生まれた児が聡明であるならば、強姦の行為が正当とされるだらうか？

戦争のいとふべく、悲しむべく、憎むべく、呪ふべきことを、世界民は何人にも劣らず深刻に感じてゐる。だから戦争を防止し、戦争の機会を減少することを目的とする制度なり努力なりに対し、彼れは满腔の賛意を表す。軍備制限運動はもとより彼れの賛同する所だ。国際仲裁裁判所の速かなる完成も、彼れの衷心から希望する所だ。

恒藤恭はこの論文で、「世界民」という立場を持ち出している。それは彼の世界平和への模索から来る考えであつた。「世界民はユトピアの民ではない」と彼は言い、自然法のもとでの「世界民」という現実的な課題を提出する。「世界民」は自由の熱愛者である。それゆゑ「世界民」には法律がない。彼らはどこかの国に籍を置き、「その国家の民である資格においては、法律の要求するところの租税も納めれば、法律によつて定められた役人の仕事にも敬意」を払うが、「世界民」としては自然法しかもたない。自然法は「一切

の権利に対してすべての人類の自由と幸福とを確保せむことを要求し得る権利、一切の権力をしてすべての人類の自由と幸福とのために作用せしめるやう努力すべき義務」という根本的権利と義務とがあるという。それは理想主義にもつながる。しばらく彼の意見に耳を傾けよう。

世界民の立場は、現実にも立脚して現実を超越しやうとする理想主義者の立場である。あらゆる偏見と我執とを抛擲し去り、同情にみちた洞察の眼を一切の事物の上に向けやうとする批判主義者の立場である。偏狭な国家主義、偏狭な民族主義を斥けつゝ、人類全体の利益と幸福とを標準として總ての社会的象の価値を規定しやうとする世界主義者の立場である。曾つて第一階級、第二階級に反抗して立つたときに、第三階級が代表した民主主義者の立場である。現に第三階級に向つての反抗において、第四階級の據りつゝある社会主義者の立場である。社会生活において女性を男性と平等の地位に置かうとする両性平等主義者の立場である。あらゆる偏見者、空想家、偽善者、圧制者、絞取者、好戦者に向つて、極力反省を促すところの、自覺せる人間の立場である。

国際法研究者としての恒藤恭は、ここで世界聯邦国を夢想しているかのようだ。それは第一次世界大戦後の国際連盟ともちがう。恭は国際連盟を、「国際意識が新しい生命力を体得して成長し始めた」結果の組織として、「新しい生命力の象徴」として見ているものの、それは「依然として国家主義的国際主義の立場を根底とするもの」

と理解する。彼は世界聯邦が実現し国際法がその存在を失ふことを願っている。題名の「世界民の愉快と悲哀」に関しては、「世界民の立場は、因習と偏見から解放され、人類の愉快を愉快とし、人類の悲哀を悲哀とするとそのの、純粹なたましひの所有者にあたへられた唯一の立場である」と説明される。さらに例をあげて、「シラレルに対するゲーテの立場である。クレマンソーに対するウイルソンの立場である。マキアヴェリに対するグロチウスの立場である。ブルジョア学者に対するマルクスの立場である。パリサイ人に対するキリストの立場である」と説かれる。

一九二一（大正一〇）年という時点で発表された恒藤恭の「世界民の愉快と悲哀」には、現状をふまえての未来を見据えた提言があり、重い意味をもつ。この年、一高で同期だった親友芥川龍之介は、激動の中国各地を大阪毎日新聞社の特派員として巡り、「上海游记」をはじめとする紀行文、のちに『支那游记』（改造社、一九二五・一一）一巻にまとまる中国視察記を書くことになる。そこにはジャーナリスト芥川龍之介の一面が遺憾なく発揮されており、未来を鋭く見つめる眼があった（小著『特派員芥川龍之介』毎日新聞社一九九七・二参照）。同様に「世界民の愉快と悲哀」には、未来を洞察するしたたかな眼があり、恒藤恭という類いまれなジャーナリストの誕生を予見するものがあった。その才能が一気に開花するのは、すでに述べたように一九三三（昭和八）年の京大事件の折である。「世界民の愉快と悲哀」は、『国際法及び国際問題』（弘文堂、一九二二・一〇）に収録され、第二次世界大戦直後の一九四六（昭和二一）年四月には、『世界民の立場から』と改題され、生活社から小冊子として刊行されている。四分の一世紀を経てのことであった。

それだけに彼の先見性が光る。特に戦争に対する考えは、反戦というはつきりした態度として打ち出されているのだ。戦争を遂行する人々に対して彼は、「正義のための戦争なのだ、人類のための戦争なのだ」と、戦争論者は殊勝らしく弁解するだらう。だが、正義は誰のための正義だらう？ 人道は殺人者のための人道なのか？ と厳しく問いかけているのである。けれども、激動の昭和を迎え、一九三一（昭和六）年の柳条湖事件からはじまる十五年戦争、満州事変・日中戦争・太平洋戦争時代となると、このようなはつきりした物言いは、もはやできなくなる。

戦時下の恒藤恭の言動に関して広川禎秀は「自由主義者・恒藤恭の戦中・戦後」で、恭の論文「世界苦を克服する者」（『国際公論』創刊号、一九三九・五）を例に、そこにタテマ工とホンネを見出している。広川は恒藤恭の論文でもっとも問題となる部分として、戦争が「まつたく新しい根柢の上に国際平和を確立して、世界苦の発生し来る根源を排除するものでなければならぬ」と言い、こうした世界史的使命の達成のために、「蒋介石の政府とその抵抗力とが徹底的に打破されるのみならず、一方では、東亜協同体の建設、東亜新文化の創造といふ困難にみちた大事業の長期にわたる遂行」が必要と述べているところを見る。

右の恒藤恭の文章の「蒋介石の政府」云々は、日本の中国侵略を肯定しており、「東亜協同体の建設、東亜新文化の創造」というのも、近衛首相の前年（一九三八）年十一月三日に出した声明「東亜新秩序建設に関する声明」に重なる。広川はそうした側面を押さえたいうえで、この箇所は一見時局肯定ながら、他方で国際平和が希求され、「全体を通して読むと同義的な表現となる」ことを指摘する。

その骨子は、文章全体は「資本主義・帝国主義のもたらす世界苦を根源から除き、国際正義にかなった世界秩序を建設するため一歩前進する苦しみ」のなかにこそ希望がある」と読めることからして、問題の箇所は「軍閥的な蒋介石政権の否定のあとにこそ新たな秩序が展望でき、外部勢力の干渉の排除のうえにこそ文字通りの東亜協同体が確立されなければならない」と読める」と言っているのである。

大阪商科大学教授という立場での戦争に関する発言は、慎重にならざるを得ない。それゆえに、このような読み手によって受けとり方が異なるような表現、「両義性」をともなつた文章を、この時期の恒藤恭はあえて書いていたというわけだ。それはむろん苦渋な選択であり、彼に精神的苦痛を与えるものであった。

戦時下を生きるのは、根っからのヒューマニストであり、「世界民」の立場をとる恒藤恭には、辛くきびしいことであった。彼のよき理解者でもあつた岳父恒藤規隆は、少し前の一九三八（昭和二三）年十二月六日に亡くなつていた。この立志伝中の人のような恒藤規隆は、恒藤家を継いだ恭を頼もしく思つていた。規隆は京大事件で帝国大学教授の職を投げ捨てた恭の筋を通した態度にも、理解を示していたのである。彼はその自伝『予と熾鑣の探検』（恒藤事務所、一九三六・一）の末尾に、当時大阪商科大学のほか、関西学院や立命館や同志社の講師であつた恒藤恭の名を出し、「余の相続人」と誇らしげに書くほどであつた。

京大事件によつて得たエネルギーは、恒藤恭の学問の完成にはブラズであつた。が、ここにきて日本の社会が彼の願つ方向から大きくはずれていくのを見るのは、苦しかった。自由人であり、感受性の人一倍強い恒藤恭には、戦争中の日々は堪え難いものであつたら

う。加えて戦争の激化する中、長年つき合ひのあつた粟生武夫が一九四二（昭和一七）年五月に結核で永眠し、続いて期待した教え子<sup>淵定が</sup>一九四四（昭和一九）年六月にこれまた肺患で亡くなつた。先に恒藤学派を形成すると思われた橋本文雄と加古祐二郎を失ひ、今また親しい友人と教え子の死に遭遇し、恭はひとしおの寂しさを感じた。「忘れぬ人々 その一票生武夫君の追憶」（『法律時報』一九六三・一）で、恭は右の人々の死を悼み、「これらの人々はいずれも私にとつて学問上の親しい友人であつたばかりでなく、私的生活の面でも打ち解けて話し合つ間柄の友人であつたので、現在でも折りにふれてその生前のおもかげをなつかしくおもひ浮かべることがしばしばある」と記している。親しい友人・教え子の死の悲しみは、時代の暗雲にも重なり、彼はとかくふさぎこむこととなる。彼は疲れていて、そして内にこもりがちとなつた。若い時から彼は寡黙であり、一見寂しげな風貌は、近寄りがたい雰囲気を感じていたが、孤立を余儀なくされた戦争末期、その傾向はいつそう募るのであつた。

### 三 世界史の審判

戦争は激しさを増して、日本の敗北は法理学研究会が開けなくなる一九四三（昭和一八）年には動かしがたいものとなつていた。一九四〇（昭和一五）年九月、恒藤恭一家は、住み慣れた糺の森の家（当時、上京区下鴨森本町六）が都市計画の実施による道路拡張のため住めなくなり、左京区田中大堰町二九番地に転居していた。彼は書籍などを、大原の三千院から寂光院へ行く途中の農家に疎開した

が、幸い京都は戦災を免れた。

一九四五（昭和二〇）年五月、ヨーロッパで戦争を続けていたドイツが無条件降伏した。日本は六月に沖縄を失い、京都を除く全国の主要都市は、焦土と化した。八月十五日、戦争終結の詔書の放送をもって、十五年戦争と称された長い戦争は終結した。ポツダム宣言の受諾である。九月二日、東京湾に停泊中のミズリー号艦上で重光葵・梅津美治郎両全権が降伏文書に調印、連合国軍最高司令官マッカーサーが受諾して、日本の無条件降伏が法的に確定されたのである。

恒藤恭は戦争の終結を予見していた。そして日本の敗戦を「世界史の審判」として受け止めた。敗戦の翌々年の一九四七（昭和二二）年一月、恒藤恭は「世界史の審判と人間による審判」という文章を大阪商科大学・同経済研究所編の『経済学雑誌』（日本評論社刊行）の復刊第一号（第一六巻第一号）に載せ、極東国際軍事裁判の世界史的意義を問う中で、この問題を考えている。彼は「特定の時期に着眼するときは、世界史の経過が、世界審判としての意義をもつ場合のあることは否定し難い」として、「今回の世界戦争の場合には、あたかもそのやうな事例」だとしている。

「世界史の審判と人間による審判」は力作の論文だ。彼は「太平洋戦争は日華事変の延長に他ならないものであり、しかも日華事変は満洲事変に端を発するものと考へられる」と言い、東京裁判はその間の被告たちの共謀的行動を世界法廷としての立場から糾明し、これに対する刑罰を決定することを目的とするもので、「世界史的意義をもつ裁判である」とする。彼はこの問題を考えるのに、遠くさかのぼって古代のイスラエルにおける預言者たちの思想からへー

ゲルまでの理論に見、右のような結論を導くのであった。時に恒藤恭五十八歳、ようやく訪れた平和を深くかみしめ、他方、戦後の日本の将来に思いを馳せていたのである。そこには京大事件をはじめ時代の重圧と戦ってきた人間の自信が垣間見える。

第二次世界大戦後、恒藤恭のジャーナリストとしての才能には、いつその磨きがかけられていく。それは彼の著作目録を作成することで、よりはっきり見えてくる現象でもある。先にもふれたが、恒藤恭の生涯を通しての著作は、歴大な数に及ぶ。断簡零墨までを収集しての著作一覧は、不可能と考えられるほどの量である。わたしは数年かけて「恒藤恭著作目録」にとりかかっているが、完璧は期し難い思いにとらわれている。それほど分量が多いのである。

すでに述べたように、彼は青年時代に文学を志したこともあり、書くことはもとより好きだった。論文ばかりか評論・随筆の類いの文章を戦前からかなり書いていた。いずれも格調高く、読ませるものをもつ。一般に法学者の書いた文章は、潤いがなく、無味乾燥である。しかも、一文が長く、難解とくる。最近の大野晋『日本語練習帳』（岩波新書、一九九・一）にも、一〇〇字を越えたセンテンスは内容がよほど単純でないといわかりにくいと言っている。そういふ文章を書くのは「法律、および法学の先生の文章」であることを指摘している。大野は「法律の権威をもっているせい、法学者の文章は、日本語としての分かりやすさに配慮しないものが少なくありません」とまで言う。

そうした中で恒藤恭の文章は、わかりやすいものが多い。若き日小説を書いていたこともあって、彼は常に不特定多数の読者が想定できた。仲間内のことはをできるだけ廃し、より分かりやすい文章

を書くことを、彼は心掛けたのである。むろん彼の書いた文章にも一文が一〇〇字を越え、難解なものもある。が、それでも他の法学者の文章に比べると、断然わかりやすい。だからこそマス・コミにも、もてたのである。戦争中も彼の筆力は衰えなかった。恒藤恭にとって、書くことは考えることであつたのだ。もっとも敗戦前年の一九四四（昭和一九）年と敗戦の年は、書きたくても書けない状況にあつたため、著作は極端に少ない。主要総合雑誌は廃刊か、発行停止である。それゆえこの二年間は沈黙に等しく、学内の『経済学雑誌』に「わが国における近代的法律文化」（一九四四・三）一編を見るのみだ。

敗戦後、彼の筆力は俄然旺盛となる。敗戦翌年の一九四六（昭和二一）年から一九六七（昭和四二）年の死の年までに、恒藤恭が書いた文章は数多い。それらは論文・評論・随筆・書評と幅広く、多岐にわたる。ここに戦後の日本をリードした言論人としての恒藤恭が誕生するのである。外からの要請と内からの書く意欲とが合致し、歴大な量の文章が生産された。「恒藤恭著作目録」は、彼の精神の軌跡を示すものである。若き日のキリスト教や文学とのかかわりから得たヒューマニズムの精神、それに京大事件への対処に見られるような節操は、戦後の彼の発言と深くかかわる。

一九四六（昭和二一）年四月、恒藤恭は雑誌『世界』に「法と自由」と題した論文を載せている。それは以下のような文章で書き起こされる。

ボツツダム宣言の受諾による戦争終結が日本国の性格の根本的転換をもたらした結果として、戦争終結以前の日本はその存

立を否定され、それとは全く性格を異にする日本がその存在を開始し、後者は「新生日本」とか、「再生日本」とかと言ふやうな名称をもつて呼ばれることとなつた。しかしながら、現実の歴史的存在としての日本国は、果して真にそのやうな全然新しい性格をそなへた国家として存立するに至つたであらうか。かやうな疑問にむかつて肯定的な答へをあたへむとする者は、要請と事実とを混同し、わが国がその実現を責務として課せられてゐるところの新しい国家的性格との間に見出される根本的相違を洞察し得ない者である、との非難をまめがれることが出来ない。

明治初年以來「富国強兵」を基本的国策として標榜しつつ、幾つかの段階を経て漸次に飛躍的に国力を増大し来たつた軍國的・侵略的日本が、戦争終結を期として迅速に平和的・文化的日本に生まれかはると云ふやうなことは、到底あり得べからざる奇蹟だ、と言ふ外はない。胎児がその母胎から離脱したときには、一人の新しい人間が生まれたと言ひ得られるであらうけれど、もとより国家がそのやうな仕方ですく生まれ能ふ筈はなく、古い日本の実体に根本的变化が生じて、新しい日本が生まれる過程は、多くの年月と大いなる国民的努力とによつてのみ可能とされるのである。言ひかへると、新生日本は現在から未来にわたつて全国民が行ふ懸命の努力によつて建設され、創造されるべき日本たるものに他ならない。

人々が戦後の解放感の中で、安易に「新生日本」とか、「再生日本」とかと言う現状に対して、恒藤恭は「現実の歴史的存在として

の日本国は、果して真にそのやつな全然新しき性格をそなへた国家として存立するに至つたであらうか」との問いを發する。彼は「軍國的・侵略的日本が、戦争終結を期として迅速に平和的・文化的日本に生まれかはると云ふやつなことは、到底あり得べからざる奇蹟だ」とし、新しい日本は、「多くの年月と大いなる國民的努力によつてのみ可能」なのだとする。的確な現状認識である。その上に立つて、法と自由の問題を考えようとするのである。彼は國民の道義的精神を尊重しながらも、「所要の諸法律制度の改変ならびに新設によつてのみ所期の効果を収めることができる」との信念をここに披瀝する。例をあげて説明しているところを引用しよう。

たとへば、闇市場がいたる処に繁栄し、闇商人がさかんに横行する最近のわが国の状態を深く憂へて、種々の機関を通じ、種々の機会を利用することにより、國民の道義の頹廢を説き、國民の道徳的自覚を促す努力が懸命に行はれてゐるにもかかはらず、いかほども改善の効果があらがないのは、一般の人々の道徳的水準を短い年月の間に高めることが到底不可能であるといふ事情に基因する。最近のわが国における其のやつな状態は、悪性の且深刻なるインフレーションがもたらしたものであつて、國民の道義が急激に頹廢したと見るのは必ずしも妥当でない。当面の大規模のインフレーションを克服するのになければ、そのやつな状態を改善することは不可能であり、しかもその克服は、適切な立法の乃至は行政的手段を実施し、通貨の流通量と諸種の商品の供給量との甚しい不均衡をもたらしつゝある客観的諸要因、なかんづく客観的諸制度に対して抜本塞源的措施を加えることによつ

てのみ期待され得るのである。

第二次対戦後の恒藤恭の発言は、過去の日本の進路の誤りを省察し、他方、戦後の混乱を深く見据えてのものとなつた。敗戦直後の恒藤恭の雑誌論文のいくつかに目をこめたい。「民主政治の実現」(『文藝春秋』一九四六・六)は、世界史の観点から新生日本はいかにあるべきかに思いをめぐらしたものである。その結びで、「新生日本の建設を進める原動力は、究極においては、國民たる諸々の個人の心の奥底から自発的に湧き出るほかはなく、そのやつな心の持ち主をつくり出す教育が、至大の意義を有するわけである」と述べていることに注目したい。敗戦後の日本、新生日本の建設に、教育がいかに大事かを彼は考えていたのである。この年一月二十六日、恒藤恭は次節で詳しくふれるように、大阪商科大学の学長に就任していた。彼は教育の重要性を過去の歴史に照らして、自己の中で改めてクロース・アップしていたのである。

「法の革新と道徳の進展」(『改造』一九四六・一〇・一一)には、敗戦直後の恒藤恭の歴史や民族、さらには憲法への考えがよく示されている。恒藤恭は新しい日本の建設には、「相当に長い期間」を必要とするという。彼は国家と個人とを比較し、後者については宗教的信仰のはたらきによつて、数々の罪業を重ねた悪人が謂わば奇蹟的に篤信の善人に忽然と更生するような場合が往々にして見出されるが、前者の場合は、急激な形で生まれ変わるといふようなことは決してありえないとする。それゆゑ、いくつもの段階を経て新しい日本の建設が行われるのだといふのである。

この年十一月三日、新しい憲法(日本国憲法)が公布される。そ



れを前に憲法改正案をめぐって、世論は憲法論議に満ちていた。「法の革新と道徳の進展」で、彼は憲法改正案の「第一章 戦争の放棄」に関して、次のように言う。恒藤恭の平和や憲法擁護の精神の始原とも思われる見解が示されているので、やや長くなるが重要な箇所を引用する。

憲法改正案はひとり国内的法律秩序を根本的に革新する目的のために先づ国家の根本機構を変更することを意図するばかりでなく、また国際的法律秩序におけるわが国の地位に対して重大な革新をほどこすことをも意図するものであつて、これにより日本国の国家的機能に重大な変化がもたらされ、したがつてその国家としての性格にも、画期的変化を生ぜざるを得ないのである。交戦権の放棄はすなはち其であつて、「戦争の放棄」といふ標題を附せられた第二章はただ一つの條規をかかげてゐるに過ぎないにもかかわらず、憲法改正草案の前文は、あたらしい憲法の主要特色の一面が平和主義的思想に立脚して制定されることに存する点を念入りに力説してゐるのである。昨年九月二日に日本国政府の代表者と聯合諸国政府の代表者とのあいだに締結されたところの日本国軍隊の無条件降伏に関する協定の内容が、その後迅速に実現された結果、国内および外地に在つた日本国軍隊はことごとく解散され、一切の軍事的施設ならびに武器が破壊または撤廃されたのであるから、現在のわが国は軍事的手段による戦闘能力をまったく喪失したことは明白である。しかしながら、その故に日本国は国際法のみとめる交戦権を剥奪されたわけでもなければ他国からの不法の攻撃または

侵略を受けた場合に、これに対して交戦権を行使して抵抗するために役立つべきところの、兵力による手段以外の手段をすべてうしなつたわけでもない。だから、新憲法の第九条は、国際法のみとめる交戦手段をすこしも持たない国家が交戦権を放棄する旨を規定するものではなく、著しく限定された範囲内においてであるにもせよ、なほ兵力の使用に依らない交戦手段をもつわが国が、自発的に交戦権を放棄すべき旨を規定したものであつて、新しい日本が斯やうに徹底的に平和主義的態度をもつて他の諸国と交渉しようとする決意を、憲法の規定を通じて世界各国に対し表明したことは、今後の日本において実現されねばならぬ道徳の進展にとつても、はなはだ重大なる影響をもつべきものといはざるを得ない。

右の文章に続けて恒藤恭は、「ある国家の人民が真に民主主義的な社会生活をいとなみ得るためには、単にその国家の内面における法律秩序ならびに道徳秩序が高度に民主化されるだけであつては不十分であつて、さらに国際社会の法律秩序ならびに道徳秩序が高度に民主化されること、特に国際平和が十分に確保されることを必要とするのである」と記す。恒藤恭には、新憲法が国際政治に影響を与え、日本の平和主義の方向に沿う道徳秩序形成に資するものがあるとの期待があつたのである。

#### 四 大阪商科大学の学長に

第二次世界大戦直後の恒藤恭の新しい任務は、経済学者本庄栄治

郎の学長辞任の後を引継ぎ、大阪商科大学の学長職に就くことであった。学究肌の恒藤恭が、以後十年以上も学内政治に携わることになるのも、時代の要請であったといえるのである。世は一八〇度の転換を示していた。変革期の大阪商科大学の学長の資格には、戦前の行動が何よりも問われるところがあった。その点で彼は、末川博とともに最適任者であった。二人とも戦前の思想弾圧、具体的には京都大学事件を闘い抜き、法哲学者として、あるいは民法学者としての高い評価の持ち主で、研究業績も申し分なかったからである。どちらかというところ末川博は親分肌の学究であり、学長職にも向いていた。けれども、彼は戦後いち早く立命館大学の総長を引き受けており、推薦には至らなかった。そうしたこともあって恒藤恭は、一九四五（昭和二〇）年十一月の教授会で指名されると、熟慮の末、引き受けざるを得なかったのである。彼は満五十七歳になっていた。年齢的にも学長として腕を振うには申し分なかった。彼が正式に学長に就任するのは、一九四六（昭和二一）年一月二十六日である。山崎時彦編『若き日の恒藤恭』（世界思想社、一九七二・一）に載っている「年譜」によると、大阪商科大学学長就任に際し、大阪工業経営専門学校校長にも同時就任している。

戦後の恒藤恭には公職が次々と舞い込む。一九四六（昭和二一）年三月、滝川事件で心ならずも去らなければならなかった京都帝国大学法学部の教授に兼任というかたちで戻る。占領軍総司令部の要請による、いわゆる名誉回復の措置であった。恭は敗戦当初、京大法学部に専任として復帰することに夢を抱いたはずだ。が、学内事情は彼に大阪商大再建の任を与えた。大阪市当局は、大阪商大の学長が京大教授を兼任することは認められなかったが、彼は京大復

帰がどうしても必要と筋を通し、結局中井市長も折れることになる。彼はこうして自分の中で京大事件を処理したのである。

学長職に就いた翌々月、恭は大阪商科大学高等商業部長を兼任、四月に同志社大学客員教授、九月には大阪府地方労働委員会会長にも就任している。恒藤恭の八面六臂の大活躍がはじまるのである。この年から約十年、前述のように、筆の人としての活躍もめざましいものがある。「恒藤恭著作目録」を作成してみても感じたことは、戦後の恒藤恭は、文筆専業の人とまがうばかりの量の文章を書いていることである。ジャンルは論文・批評・時評・随筆と多岐にわたる。発表誌（紙）は『世界』『中央公論』『改造』『文藝春秋』といった総合雑誌、『都新聞』『読売新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』などのほか地方新聞にも、くまなく書いていた。

一九四六（昭和二一）年からの数年、彼は年間三十本を優に越える文章をものしているのである。時代が彼を要求したというべきか。これまでもしばしば述べたように、若い時から彼は書くことが好きであった。が、戦争末期に書く場を失っていただけに、自由に文章が書けるのは、喜び以外の何物でもない。彼は地方の雑誌や、PR誌のようなものにもまで寄稿している。それゆえ、その全貌を掴むのは容易ではない。内容は新憲法に関するもの、世界平和に関するもの、教育に関するものと幅広い。

さらにこの時期の恒藤恭の社会的活動で見るべきものに、数多くの講演がある。恒藤家から大阪市立大学学術情報総合センター内の「恒藤記念室」に寄託された資料の中に、多くの講演レジュメがある。そのリストを見ると、一九四六（昭和二一）年は三十に及ぶ場所、翌一九四七（昭和二二）年は約二十の場所での講演をしたこ

とになる。こちらの内容も、自由主義・民主主義・憲法などにかかわるものが多い。具体的演題を記すと、「民主主義二就テ」、「自由主義の法律思想」、「国際平和の思想的基礎」、「改正憲法ト民主主義」、「改正憲法ノ革命的意義」、「新憲法ト天皇制」などである。彼はどちらかというところ、書く方が話すことより性にあっていった。けれども、一九五七（昭和三二）年頃まで、彼は年間を通して実によく講演に出かけた。それだけ依頼（要望）が多かったのである。

大阪商科大学の学長として恒藤恭がまず行ったのは、学長就任翌月の一九四六（昭和二一）年二月の教授会で教授全員の辞表提出の決議に基づき、教授の半数を入れ替えるという画期的人事刷新であった。『大阪市立大学百年史 全学編上巻』（大阪市立大学、一九八七・一一）は、それを次のように記録している。

戦時中、進んで戦争に協力した教員の責任が商大の公的機関で問題にされはじめたのは、恒藤学長の就任後のことであった。戦争協力の問題は、商大の場合、戦時中におこった教員・学生の検挙・投獄・辞職・退学への内部からの協力の問題を含んだだけに、とくに深刻であった。こうして種々の経緯をへて、戦争協力に対する反省の議論は、ついに四十六年二月二十六日の教授会における教授全員の辞表提出決議にまで発展した。そして恒藤学長を中心に、残すべき教授と辞めさせるべき教授の審査がおこなわれ、一部の辞表は受理され、他は却下されたのである。この過程では、戦争協力問題にくわえ、各教授の研究能力の評価も重視され、最終的には三十名近く在職した教授のうち半数以上が商大を去らなければならなくなった。

これは広川禎秀の言うように、確かに「随分思いきった荒治療」（自由主義者・恒藤恭の戦中・戦後「前出」）であった。広川は「これを戦後商大で大きな発言権をもった、マルクス主義者」の主張にもっぱら従ったかのようにみるのは、あとで紹介する恒藤の論文「民主政治の実現」の一節から考えても、恒藤の人事刷新に関する主体性を過小評価するものであろう」と書いている。むしろ、こうした処置が可能となった背景には、GHQの指令にもとづき、文部省が前年十二月五日に発していた「教員ノ解職並ニ再任用ニ関スル件」という指示であった。恒藤恭は自信をもって事に当たったのである。

大阪商科大学学長兼京都帝国大学教授の肩書きを明記して、この時期に発表した論文に「新憲法の民主的性格」（『旭影』一九四七・四）がある。憲法擁護は晩年の恒藤恭の大きな仕事となるが、憲法（新憲法）とのかかわりは、制定の時から存したと言えよう。恒藤恭は新憲法は「充分に民主的性格をそなえた統治機構をあらたに設定することを意図しつつ」制定されたという考えに立つ。彼は新憲法の具有する民主的性格を列挙する。

その第一は、大日本憲法（旧憲法）が「欽定憲法」であるのと違って、新憲法は「民定憲法」であること。第二は、旧憲法が「君主主権」の原理に立脚するものに対して、新憲法は「人民主権」の原理に立脚するものであること。第三は、新憲法によって定立される国家機構の中枢的部分が国民の意思にもとづいて構成されること。第四は、国民の基本的人権について入念に規定していること。第五は、戦争の放棄に関して規定していることである。彼はこの第五の

規定に関して、次のように補説する。

ドイツと東西相呼応して、世界における侵略的軍国主義の大立物であつた我国が、特に「戦争の放棄」と題する一章を憲法の中に設けるに至つたことは、敗戦のもたらした甚大なる変化を最も雄弁に語るものであるが、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」となす第九条第二項の規定のときは、諸外国の憲法にほとんど類例の存せぬところであり、平和主義に徹底すべき、今後の日本の国際政治的根本方針を確立せるものであると共に、真に民主的なる国家として更生しようとする決意を表明するものというべきである。この故に新憲法の前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」といつてことを力説している次第である。

新憲法に寄せる恒藤恭の熱い期待が、響いて来るような文章である。また、「改正憲法の革命的性格」(『時論』一九四七・一)では、この新憲法が「無血革命」だとするものが多いが、「満州事変の発生のころから太平洋戦争の終結にいたるまでの期間にうしなはれた無数の人命や、破壊された無量の文化財のことに想い知らざるを得ないのであつて、このたびの無血革命は測ることの出来ない大犠牲

の結果として可能とされたものと言ふべき」との考えを示している。

ところで、戦後自由にものが書けるようになった早い時期に、恒藤恭は専門書以外のユニークな本を三冊刊行している。刊行順に並べると以下のようである。

1 『復活祭のころ』朝日新聞社一九四八年五月十日発行

2 『知性の視野』有恒社一九四八年十二月一日発行

3 『旧友芥川龍之介』朝日新聞社一九四八年八月十日発行

これらの本に収録された文章の多くは、戦前に書かれたものだ。それでいて少しも古びた感じがしないのである。しいて統一的表现を用いるならば、この三冊は随筆集とも言うべきか。1と3は文芸的随筆、2は学問・教育的随筆と見なされる。

これらは当時にあつては、大阪市立大学学長で法哲学者の恒藤恭の余技と見なされるものであつたらう。しかしどれもが人間恒藤恭を語るのに落とせないものである。そこでそれぞれの本の内容を簡単に紹介しておこう。

1 は恭のはじめての随筆集である。若い頃、郷里の新聞『松陽新報』に寄せたもの、ヨーロッパでの生活に取材したもの、それに巴里通信とおよそ三つに分類できる。「序」に、「この書に収めた諸篇はいづれもほど以前に執筆したものである。その頃に描いたつたないスケッチの幾葉かを記念のためにとどころに挿入した。書名をどうしたものかという考えた揚げ句、巻頭の一編の題目ををそのまま書名とする事とした」とある。確かに古いものでは、一

九一四(大正三)年七月二十六日から八月六日まで『松陽新報』に連載した「土佐から」が入っている。

第二次世界大戦直後は、活字文化に人々が飢えていたから、恭のこれらの専門外の文章も喜ばれたのである。もつともこれまでもしばしば言及したように、恒藤恭の文章はうまい。読ませるものをもっているのである。それは巻頭の書名にもとられた「復活祭のころ」という一文を読んだだけでも言えることなのである。「窓紗」というややながいエッセイも『松陽新報』に連載されたものだが、中の一節「芥川父子の京見物」のような芥川伝に生かせる文章も見出せる。終わりに付された「巴里通信」も含め、エッセイスト恒藤恭の本領がよく示された書物である。ここに収録された文章は、本評伝の各章で有効に用いてきたところだ。

<sup>2</sup> は学問と教育のエッセイである。これも一編を除き、戦前・戦中に書かれたものである。「学問の分類」にはじまり、「XI 読書について」までの全十一章、初出に大幅に手が入ったものもあるが、時代色はさして感じない。「人文科学思想概論」や「教養について」や「読書について」は、いま読んでも教えられるところがある。

<sup>3</sup> は恭のエッセイ集の代表であり、広く読まれ、後に河出書房の市民文庫の一冊(一九五二・九)になって版を重ねた。また、日本図書センターから復刻版(一九八四・一)も出た。一高時代の親友芥川龍之介の追憶集、レクイエムである。「序」に「この書に収めた諸篇は、学生時代に執筆したものと、芥川の自殺の直後に執筆したものと、一昨年から昨年にかけて執筆したものと三つの種類にわがち得られる」とある。以下駆け足で本書の内容を順を追って見て

いくことにする。最初に置かれた「友人芥川の追憶」は、『文藝春秋』一九二七(昭和二)年九月号(芥川龍之介追悼号)に載ったものである。一〇十五の章に分かれており、主として一高時代の芥川のことと、著者との交わりが率直に語られている。その交わりを回顧し、芥川の本質に迫ろうとした一文である。次に置かれた「芥川龍之介」は、『改造』一九二七(昭和二)年九月号(追悼特集芥川龍之介氏)に寄せたもの。これは恒藤恭(当時井川恭)と芥川との精神的交流が最も深かった一九一四(大正三)年から翌年にかけて、恭が芥川から受け取った書簡の紹介を核としながら、この時代の芥川の精神生活の片影を探ろうとした文章である。

「芥川のことなど」は秋田屋書店発行の『知恵』という雑誌に、一九四七(昭和二二)年五月から一九四八(昭和二三)年八月まで長期にわたって連載されたものである。大阪商科大学の学長職のかたわらものした文章である。恭は自由にものが書けることの喜びを胸に、若き日の充実した日々を回想する。エッセイスト恒藤恭の一面を語る好個の回想記といえる。芥川没後二十年を経、自死当時の生々しい印象が消えたこともあって、叙述は前の二編に比べ、ずっと客観性を帯びたものとなっている。内容は「戦火に焼けさせた澄江堂」にはじまり、「卒業直後の芥川の書簡」まで全四十章、今となっては芥川研究上の重要な証言ばかりである。他に「赤城山のつじ」、それに巻末に「芥川書簡集」を添える。青年芥川を知るのに欠かせない本である。互いに能力と人格を認め、友情の絆で堅く結ばれていた仲だけに、全編は故人への深い愛情に満ち満ちている。

(以下次号)